

第2 警報設備

(警報設備の基準)	危政令第21条
(警報設備を設置しなければならない製造所等)	危省令第36条の2
(製造所等の警報設備)	危省令第37条
(警報設備の設置の基準)	危省令第38条

1 警報設備の基準

警報設備の基準については、危政令第21条の規定によるほか政令第21条から第24条（第21条の2及び第22条を除く。）まで及び規則（昭和36年4月1日自治省令第6号）第23条から第25条の2（第24条の2の2から第24条の3を除く。）までの規定を準用する。（★）

2 屋内給油取扱所における自動火災報知設備（H1.5.10 消防危第44号質疑）

屋内給油取扱所における自動火災報知設備については次によること。

- (1) 危省令第25条の7に規定する「屋内給油取扱所で発生した火災を建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分以外の部分に自動的に、かつ、有効に報知できる自動火災報知設備その他の設備」とは、一般的には、自動火災報知設備をいうものと解してよい。
- (2) 危政令第17条第2項第1号に規定する「自治省令で定める設備」は、建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分以外の部分で発生した火災を屋内給油取扱所の部分に報知できるものである必要はない。
- (3) 危省令第25条の7及び第38条第2項に規定する自動火災報知設備の設置方法について

ア 給油取扱所以外の部分に自動火災報知設備が設置されていない場合は、次図のとおりでよい。

図1（上階を有する場合）

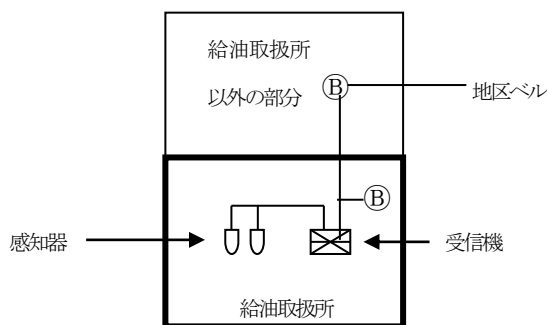
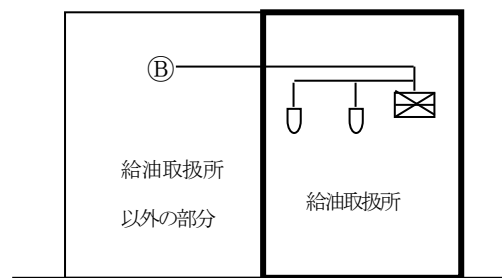
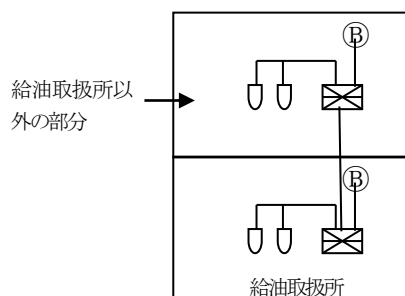


図2（平家の場合）



イ 給油取扱所以外の部分に自動火災報知設備が設置されている場合

(ア) 建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分以外に設置されている受信機と接続し、地区ベル（地区音響装置）を兼用することができる。



- (イ) (ア)の場合、屋内給油取扱所の受信機を建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分以外の受信機と兼用することはできない。
- (ウ) 受信機を建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分以外の部分に設けず屋内給油取扱所に設けて兼用する場合は、危政令第17条第2項及び第21条の規定上は差しかえない。
- (4) 屋内給油取扱所に自動火災報知設備を設置した場合、警備会社に警備を委託することは可能である。
- (5) 一面開放の屋内給油取扱所（上階なし）の自動火災報知設備の感知器の設置場所は、事務所等壁、床で区画された部分のほか、危省令第25条の4第1項第1号の用途に供する部分とする。